

MHM Asian Legal Insights

第 132 号 (2021 年 12 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : [雇用創出法に対する条件付き違憲無効判決](#)
2. マレーシア : [Employment Act 改正案提出](#)
3. タイ : [投資奨励の対象事業の新設 \(ソフトウェア/デジタル関連\)](#)
4. シンガポール : [新著作権法の施行](#)
5. ミャンマー : [①: ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート～米国・英国による追加制裁](#)
[②: CBM の最近の動向](#)

今月のコラム [ーインド「もっと待ちたければ、どうぞクラクションを。」ー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 132 号 (2021 年 12 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア：雇用創出法に対する条件付き違憲無効判決

本レターで多数回にわたってご紹介してきた雇用創出法 (通称オムニバス法) ですが、インドネシア憲法裁判所は、本年 11 月 25 日に雇用創出法を条件付きで違憲無効とする判決 (「本判決」) を下し、政府等に対し 2 年以内の違憲状態の是正を命じました。

憲法裁判所の判決に対しては制度上不服申立てが認められていないため、本判決は確定しています。そこで本稿においては、本判決の概要をご紹介するとともに、今後の実務への影響について触れたいと思います。

(1) 判決要旨

本判決の要旨は以下の二点です。

- (a) 雇用創出法の制定は憲法違反であり、インドネシア政府等において本判決より 2 年以内 (2023 年 11 月 25 日まで) の憲法違反状態の是正 (雇用創出法の改正を含む。) を命じる。本判決より 2 年以内に是正がなされない場合、雇用創出法は

MHM Asian Legal Insights

確定的に違憲無効で法的拘束力を有しないこととなり、雇用創出法施行以前の法律（旧法）が有効となる。

(b) 2023年11月25日までは現在の雇用創出法は暫定的に有効であるが、インドネシア政府は雇用創出法に基づく戦略的又は広範な影響を有する施策の執行を停止し、インドネシア政府による雇用創出法に基づく下位規則の施行を禁じる。

なお、本判決に対するインドネシア政府側の反応として、ジョコ大統領より、現在の雇用創出法は（是正措置が講じられずとも本判決から2年間は）引き続き有効であり、かつ、現在の雇用創出法の下位規則についても有効である旨の見解が公表されています。

(2) 判決理由

本判決理由には、雇用創出法の実質的な内容に関する違憲判断よりも、形式的な立法手続上の瑕疵に関する違憲判断が主に記載されています。

具体的には、①雇用創出法という一つの法律により既存の80近くの法律を一括で改正・廃止するアプローチ自体が、法令制定に関する法律2011年12号において想定されている法形式ではないこと、②立法過程における透明性が担保されていなかったこと（実際に公布された雇用創出法が国会で可決された法案から誤植修正されただけでなく一部内容まで変更されたこと、雇用創出法制定過程に公衆の意見が十分に取り入れられなかったこと等）が詳細に記載されています。

(3) 実務への影響

ジョコ大統領第2期政権の重要施策である雇用創出法がこのような形で違憲判断を受けてしまったことは想定外の出来事であり、本判決により、インドネシア投資に関する不確実性は高まったといえます。

他方で、インドネシア政府としても、憲法裁判所の判断は尊重し、現状を是正するために必要な措置をとることを表明していることや、現在の雇用創出法も是正措置が講じられずとも本判決より2年間は有効であるため、当面の間は、これまで通り、現在の雇用創出法及び下位規則に従った実務が続くように思われます。

もっとも、雇用創出法を実施するための細則を定める下位規則を制定できないことによる支障は投資実行等の際に支障になり得る可能性もあり、インドネシア政府がどのようなステップとスピード感をもって本判決で指摘された是正に取り組むかという点については、現時点では必ずしも全容までは明らかになっていないため、今後の動向について引き続き注視する必要があります。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 竹内 哲

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 花村 大祐

☎ +65-6593-9466 (シンガポール)

✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

弁護士 シャハブ 咲季

☎ +65-6593-9757 (シンガポール)

✉ zaki.shahab@mhm-global.com

2. マレーシア： Employment Act 改正案提出

2021年10月25日、Employment Actの改正法案(「本法案」)が議会に提出されました。議会での議論を通じ本法案の内容が変更される可能性もありますが、日系企業にも大きな影響のある改正も提案されていることを踏まえ、現時点での注目すべき変更点について、以下のとおりご紹介します。

(1) 妊娠・出産に関する労働者の権利拡大

現行法では産休の日数は60日ですが、本法案ではこれを90日に延長するとされています。これは、公務員においては既に90日の育休が保証されていることに合わせたものです。

また、妊娠中の従業員の解雇については、現行法では単に、妊娠を起因とする体調不良により就業が難しくなっている場合、産休後90日を超えて欠勤していない場合には解雇できない、と規定されているにすぎなかったところ、本法案では①意図的な雇用契約違反、②非違行為、③事業の閉鎖以外の理由では妊娠中の又は妊娠を起因とする体調不良の従業員を解雇してはならないとされています。

さらに、本法案は、結婚している男性従業員に、5回の出産を上限として、連続した3日間の有給の産休を認めるものとしています。ただし、この産休の付与の対象となるのは、産休の直前12か月間において同じ使用者に雇用されており、出産予定日の30日前までに(又は出産後可能な限り速やかに)配偶者の妊娠について使用者に報告を行った従業員に限定されています。

他方で、現行法では妊娠・出産に関する従業員の保護は、当該従業員の給与の額によらず適用されるという規定がありますが、本法案ではこれが削除されています。その結果、本来Employment Actの適用対象となる従業員(原則、月給2,000リンギット(現在の為替レートで約5万3,000円)未満の従業員)のみが保護対象ということになり、一定額以上の給与を受領しEmployment Actの適用対象外となる従業員に対しては、保護が弱まる方向の提案がなされているといえます。本法案の注記においては、「Employment Actの適用対象を拡大したことに伴い、この規定を削除した。」と説明がされているものの、Employment Actの適用対象は特に本法案内では拡大されおらず、注記の説明と本法案の内容が齟齬しており、削除の根拠は不透明です。

MHM Asian Legal Insights

(2) 外国人従業員の雇用に対する規制強化

本法案においては、外国人従業員を雇用する場合には Director General of Labour より事前に承認を得なければならないという規制が導入されようとしています。承認を得ずに雇用を行った場合には、10万リンギット（現在の為替レートで約270万円）を上限として罰金を科せられる可能性があります。

承認を得て雇用する場合には、外国人従業員の情報を Director General of Labour に14日以内に伝えなければならないとされ、また当該外国人従業員が離職する場合には、従業員都合の場合には14日以内に、使用者都合の場合には30日以内に、Director General of Labour に通知を行わなければならないとされています。

(3) フレックス労働の導入

本法案においては、従業員は使用者に対し、労働時間・労働日・労務提供場所を変更する柔軟な働き方についての申請を行うことができるとされています。使用者は60日以内にこれを受け入れるか否かの返答をせねばならず、受け入れない場合には合理的な理由の説明が必要とされています。

本法案では、ほかにも、従業員が差別されたと訴える場合に Director General of Labour が関与する制度や、セクシュアルハラスメントに関する認知を向上させる通知を行う義務を使用者に課すなど、新しい制度が導入されようとしています。他方、これらの制度に関する規定は現時点で非常に包括的で曖昧です。さらに、上記(1)の最後の段落に記載のとおり、根拠が不透明な改正提案もされています。そのため、議会での議論を通じて、本法案の内容には変更が加えられる可能性も相当程度あり、今後の動向に注視が必要といえます。

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919（東京）
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

3. タイ：投資奨励の対象事業の新設（ソフトウェア／デジタル関連）

2021年9月16日、タイ投資委員会（「BOI」）は、従前存在したソフトウェア・デジタル関連の投資奨励対象事業（カテゴリー5.7（ソフトウェア）、5.8（Eコマース）及び5.9（デジタルサービス））を廃止し、新たな投資奨励対象事業として、「ソフトウェア開発、デジタルサービス用プラットフォーム又はデジタルコンテンツ事業」（カテゴリー5.10：「新カテゴリー」）を追加しました。本稿では、新カテゴリーの投資奨励事業に適用される特典の概要及び新カテゴリーの投資奨励を受けるための要件のうち重要なものを説明します。

MHM Asian Legal Insights

(1) 新カテゴリーに適用される恩典の概要

それぞれの投資奨励事業において受けられる恩典は上から順にA1からB2までの6つのグループに分類されているところ、新カテゴリー下における奨励対象事業は、A2レベルの恩典の対象とされています。具体的には、8年間の法人税の免税（上限額あり）、一定の機械類の輸入関税の免税、その他の恩典（外国人による土地保有、外国人就労許可及びビザの取得要件の緩和等）が付与されます。

法人税の免税に関する上限額は、奨励対象事業のために新規に雇用されたタイ人 IT スタッフへの給与、タイ人従業員のための研修費用、その他各事業年度に支出された費用額に基づいて算出されます。

(2) 新カテゴリーに関する投資奨励の取得要件

新カテゴリーに関する投資奨励を取得するためには、以下を含む一定の要件を充足する必要があります。

- (a) 最低投資額以上の投資を行うこと。具体的には、新カテゴリーに関する投資奨励の取得申請後に新規に雇用したタイ人 IT スタッフのための給与額が、年間 150 万バーツ（現在の為替レートで約 510 万円）以上であること
- (b) ソフトウェア開発、デジタルサービス用プラットフォーム又はデジタルコンテンツ開発が BOI が定めるところに従ってタイ国内で行われること
- (c) 投資奨励申請の対象となる事業が、中小企業（SMEs）に関する投資奨励の対象ではないこと

なお、旧カテゴリー5.8（E コマース）同様、新カテゴリーの下でも、ソフトウェア、電子プラットフォーム、電子コンテンツを通じた物品の販売は投資奨励の対象とされていない点に留意が必要です。他方で、新カテゴリーにおいては、従前と異なり、電子プラットフォーム上の広告スペースの販売は投資奨励の対象とされています。また、新カテゴリーに関する投資奨励の申請者で、東部経済回廊（EEC）で人材開発事業を行っている又は行う予定の者については、その旨を申請時に BOI に通知する必要があります。

タイにおいても、デジタルトランスフォーメーション（DX）の重要性は日々増しており、今後、新カテゴリーの投資奨励を利用した投資の動向について注目が必要です。

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-009-5167（バンコク）

✉ hidetomo.futami@mhm-global.com

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152（バンコク）

✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 岩澤 祐輔

☎ +66-2-009-5169（バンコク）

✉ yusuke.iwasawa@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

4. シンガポール：新著作権法の施行

シンガポールでは、2021年11月21日から、新しい著作権法（Copyright Act 2021）が旧法（Copy Right Act 1987）に代わって施行されました。今回の著作権法の改正は、テクノロジーの進化、発展による著作物の制作や使用方法の変化に対応するとともに、著作物の制作者、利用者の双方にとってメリットのある著作者に関する制度を整備することを目的としたものであり、旧法からの改正点は多岐に及びます。本レターでは、改正点のうち主要なものをご紹介します。

(1) 制作者及び実演家の表示

旧法の下では、著作物の制作者（creators）や実演家（performers）は、その著作物・実演の使用に際し、自らの氏名を表示するよう請求する権利は存在していませんでした（制作者、実演家は、誤った制作者名、実演家名が表示されている場合に訂正を求めることができるのみでした）。

これに対し、新法の下では、著作物（authorial work）や実演（performance）を公に使用する場合には、制作者、実演家を特定することが原則として義務付けられるようになりました。制作者、実演家の特定にあたっては、合理的な範囲で明確に表示しなければならず、また制作者、実演家の希望する名称（本名か芸名か等）を表示することが求められています。

したがって、広告物等の制作を第三者に依頼した場合には、当該広告物に制作者や実演家の氏名を表示しなければならないのが原則となりますが、ビジネス上このような対応が難しいこともあり得るところです。そのような場合には、制作者・実演家との間で、新法で導入された特定の権利を放棄する旨の契約を書面で締結するといった対応が必要となります。

(2) 著作権の帰属

著作権は著作物の制作者に帰属するのが原則ですが、旧法の下では、この原則の例外として、①委託により制作された写真、ポートレート、彫刻、録音物又は映画（photographs, portraits, engravings, sound recordings, or films）の著作権は受託した制作者ではなく委託者に帰属する、②従業員によって制作された文筆、脚本、音楽及び芸術品（literary, dramatic, musical, and artistic works）については、これらの著作物が雇用関係の下で制作された場合には雇用者に帰属する、という規定が設けられていました。

これに対し、新法では、委託により制作される著作物を含め、全ての著作物が制作者に帰属することが原則となり、例外は雇用関係の下で従業員により制作された著作物の場合のみとなりました。このような著作物については、旧法とは異なり、著作物

MHM Asian Legal Insights

の種類にかかわらず雇用者が著作権者となります。

したがって、新法の下では、第三者に著作物の制作を依頼して当該著作物の著作権も取得しようとする場合には、制作者から著作権の譲渡を明示的に受ける必要があります。

(3) コンピュータによるデータ解析に対する著作権の制限

旧法の下では、テキストマイニングやデータマイニング等、データ解析に関する著作権の制限規定（所定の要件を満たせば、一定の範囲で著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用できる旨の規定）は設けられていませんでした。

これに対し、新法では、センチメント分析、テキストマイニング、データマイニング、機械学習等のいわゆるコンピュータによるデータ解析目的で行われる著作物の複製を想定した規定が新設され、新法の定める一定の要件を満たす場合には、これらの目的で行われる著作物の複製は、著作権者の許諾が不要とされています。

(4) 著作権の制限規定の適用を排除できない事項の拡大

旧法の下でも、著作権の制限規定のうち一定のものについては、その適用を当事者間の契約によって排除できない旨が定められていましたが、その対象は限定的であり、コンピュータプログラム関連の著作権の制限規定のうち、契約による排除が認められないのは、コンピュータプログラムのバックアップのための複製、コンピュータプログラムのデコンパイル、コンピュータプログラムの監視、研究及び試験に限られていました。

これに対し、新法では、契約によっても排除できない著作権の制限規定のリスト（すなわち、著作権の制限規定にかかわらず一定の著作物の利用に著作権者の許諾が必要となる旨の別段の合意をしたとしても、そのような合意の効力が及ばない著作権の制限規定のリスト）が拡大され、(3)で述べたコンピュータによるデータ解析についてもこのリストに含まれるようになりました。さらに新法では、著作権の制限規定の適用を排除するためには、個別の交渉により（すなわち画面上のクリックにより締結するような契約ではない形で）作成された契約によることを要し、かつ、その内容も合理的なものである必要があるとされています。

したがって、既存のライセンス契約のひな型等でコンピュータによるデータ解析等を禁止している場合でも、当該条項の有効性を相手方に主張できない可能性があります。そのため、場合によっては、当該契約に基づくサービスの価格やサービスの内容の変更を検討することも考えられます。

以上の他にも、新法は、いわゆるフェアユースに関する規定の改正や、著作権の制限規定の新設等の重要な内容を含んでいます。ビジネスの内容によっては、今回の新法の

MHM Asian Legal Insights

施行により一定の影響を受ける可能性があり、新法の内容について検討する必要がありますので、留意が必要です。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 内田 義隆
☎ +65-6593-9463 (シンガポール)
✉ yoshitaka.uchida@mhm-global.com

5. ミャンマー

①: ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート～米国・英国による追加制裁

(1) 米国による制裁

2021年2月1日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言の発出後の対ミャンマー経済制裁の概要については、本レター第121号(2021年2月号)以降の各号においてお伝えしたとおりです。これらに続き、米国財務省外国資産管理室(OFAC)は、米国時間2021年12月10日、マンダレー管区首相等の個人4名のほか、国防省傘下の防衛産業局(Directorate of Defense Industries:「DDI」)、ミャンマー退役軍人機構(Myanmar War Veterans Organization:「MWVO」)及び主計総監局(Quartermaster General Office:「QGO」)を米国による資産凍結措置等の対象者(Specially Designated Nationals and Blocked Persons)のリストに追加しました。

(2) 英国による制裁

英国財務省(HM Treasury)は、英国時間2021年12月10日、DDI、MWVO及びQGOのほか、国防省傘下の防衛調達局(Directorate for Defence Procurement)を資産凍結措置の対象者に追加しました。

(ご参考)

本レター第121号(2021年2月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047375/20210222-105742.pdf>

本レター第122号(2021年3月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047694/20210322-124724.pdf>

MHM Asian Legal Insights

本レター第 124 号 (2021 年 4 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047945/20210420-125710.pdf>

本レター第 125 号 (2021 年 5 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00048126/20210520-111356.pdf>

本レター第 126 号 (2021 年 6 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00048270/20210621-114402.pdf>

本レター第 127 号 (2021 年 7 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00049679/20210721-024020.pdf>

本レター第 129 号 (2021 年 9 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00050100/20210921-115623.pdf>

② : CBM の最近の動向

(1) 現金の引出し制限や現金決済制限等の CBM による規制遵守に関する国内銀行宛て Letter

ミャンマー中央銀行 (Central Bank of Myanmar: 「CBM」) は、国内銀行宛ての 2021 年 11 月 15 日付け Letter 第 515/2021 号 (「本 Letter」) を公表しました。本 Letter では、ミャンマーの国内銀行に対して、マネーロンダリング取引対策のための顧客確認義務の遵守等を含む、CBM が公表した各種規制の遵守を呼び掛ける内容となっています。その中で、国内金融機関からの現金引出し金額の制限に関する 2021 年 3 月 1 日付け Letter 第 28/2021 号 (詳細は本レター第 122 号 (2021 年 3 月号) をご参照ください。)、一定金額を超える各種代金の現金決済を禁じる 2021 年 11 月 3 日付け Notification 第 43/第 2021 号 (詳細は本レター第 131 号 (2021 年 11 月号) をご参照ください。) 等、2021 年 2 月以降に公表された各種規制についても改めて言及されています。

本 Letter 自体は新たな規制を公表するものではありませんが、ミャンマー国内の金融機能の正常化に向けて CBM が打ち出してきた様々な施策が、十分な成果を挙げていることを伺わせるものであり、状況改善に向けた今後の規制動向にも引き続き注意する必要があるようです。

(2) 外国為替管理規則を改正する Notification

CBM は、2021 年 11 月 10 日付け Notification 第 46/2021 号において、外国為替管理規則 (Foreign Exchange Management Regulations) の一部改正 (「本改正」) を公表しました。本改正では、従前物品の輸出から 6 か月以内に行うべきとされていた外国為替取引業者による輸出代金の受領確認について、その期間を短縮し、物品の輸出から 3 か月以内に行う必要があるとされました。

MHM Asian Legal Insights

CBM は、2021 年 10 月 3 日付け Notification 第 35/2021 号（詳細は本レター第 130 号（2021 年 10 月号）をご参照ください。）においても、輸出取引で得た外貨建て収益の国内通貨への転換義務の履行期間を従来の 4 か月以内から大幅に短縮して 30 日以内としています。今回の外国為替管理規則の改正は、輸出代金を早期に回収することで、当該措置をより実効的なものとすることを意図した措置と考えられます。

（ご参考）

本レター第 122 号（2021 年 3 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047694/20210322-124724.pdf>

本レター第 130 号（2021 年 10 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00050322/20211020-125339.pdf>

本レター第 131 号（2021 年 11 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00050418/20211122-110501.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 石塚 司

☎ +95-1-9253650（ヤンゴン）

✉ tsukasa.ishizuka@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム

ーインド「もっと待ちたければ、どうぞクラクションを。」ー

一度でもインドに行かれたことがある方なら、インドの都市部における車の運転にはきっと驚かれたはず。車線などお構いなしに隙間さえあれば進もうとする車。前の車との車間距離という概念などないのではないかと疑ってしまうような、我々日本人からするとひやっとする瞬間の連続です（ただし、じきに慣れます。）。

そんな中、これも日本では考えられない交通事情の一つとして、インドではとにかくクラクションをよく鳴らす（というよりは鳴らしながら走る）、というのがあります。インド駐在時代、私は幹線道路沿いのマンションに住んでいましたが、当初は毎朝目覚まし時計よりも早くけたたましい幹線道路の車のクラクションの音で目覚める、といった様相でした（ただ、これもじきに慣れ、目覚まし時計が鳴るまでは起きなくなります。）。



ムンバイの世界遺産
チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅前の喧騒

インドは、騒音には寛容なのかと思っていたのですが、インド最大の商業都市ムンバイでは、ムンバイ警察が“The Punishment Signal”というキャンペーンを展開し始めました。これは、信号機に音量を測る機器を取り付け、音量が 85 デシベル（地下鉄の車内相当）以上を記録すると、赤信号の待ち時間 90 秒がリセットされてまた 90 秒からカウントしなおされる、というものです。ムンバイ警察の、“Honk More, Wait More.”（「もっと待ちたければ、どうぞクラクションを。」）という挑発的なキャッチフレーズからもその本気度がうかがえます。このキャンペーン、我が意を得たり、とばかりにインドの他都市の行政府も賞賛し、インド各地に拡大しているそうです。インドの方も、クラクション連打にはやはり閉口していたのですね。

なお、この“The Punishment Signal”キャンペーン。今年、その広告動画が、世界三大広告賞の一つである「カンヌライオンズ」において、「ゴールドライオン（金賞）」を獲得した、というおまけつきです（YouTube でも公開されています。）。

MHM Asian Legal Insights

というわけで、落ち着いた世の中に戻りますように、と願って幕を開けた2021年も残すところあとわずかとなりました。本年も、年初の願いどおり、には必ずしもなりませんでしたが、少しずつ光明が見え始めている、そんな昨今かと思えます。

来るべき2022年が皆様にとってさらに素晴らしい一年となりますように。

どうぞよいお年をお迎えください。



タージ・マハルの夜明け

(弁護士 臼井 慶宜)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『今、日本企業に求められる「ビジネスと人権」の実務対応 ～ウイグル・ミャンマー等の最新動向も含めて～』

視聴期間 2021年10月21日（木）10:00～2021年12月21日（火）17:00

講師 梅津 英明

主催 株式会社商事法務

- セミナー 『【オンライン】Q&A で学ぶ「越境ワーク」の留意点と対応策～前回より税務面も含めて、ブラッシュアップした内容を解説致します～』

開催日時 2021年12月23日（木）14:00～17:00

講師 宇賀神 崇

主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『「越境ワーク」Q&A～「越境ワーク」の法務・税務上の留意点と実務対応～』

開催日時 2022年1月13日（木）13:30～16:30

講師 宇賀神 崇

主催 株式会社金融財務研究会

- 論文 「「AI とガバナンス」の企業における実践論—企業経営者にとっての「AI とガバナンス」の重要性—」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2277

著者 小松 岳志

- 論文 「The International Comparative Legal Guide - Investor-State Arbitration 2022 - Japan Chapter」

掲載誌 The International Comparative Legal Guide - Investor-State Arbitration 2022 4th Edition

著者 金丸 祐子 ダニエル・アレン

- 論文 「「AI とガバナンス」に関するシンガポール AI モデルからの示唆」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2278

著者 小松 岳志

- 論文 「外為法に基づくみなし輸出管理の明確化について—安全保障貿易管理の基礎から解説—」

掲載誌 NBL No.1207

著者 大川 信太郎

MHM Asian Legal Insights

NEWS

- Asia Business Law Journal にて Chandler MHM (バンコクオフィス) の 3 名の弁護士が Thailand' s Top 100 Lawyers 2021 に選ばれました

Asia Business Law Journal 誌において同誌の独自調査により、Chandler MHM(バンコクオフィス) の以下 3 名の弁護士が Thailand's Top 100 Lawyers 2021 に選ばれました。

- ・ ジェッサダー・サワッディポン: Banking & finance, infrastructure, power & energy, project & finance, real estate
- ・ ジョセフ・ティスティウオン: Project finance, renewable energy, M&A
- ・ アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク: Corporate, M&A, capital markets, joint ventures, foreign investment

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com